

国庫負担及び年金税制について

2002年6月11日

社会保障審議会年金部会

上智大学 堀 勝洋

第1 国庫負担

- ・ 国庫負担率を3分の1から2分の1に引上げるのが望ましい
 - * 将来の保険料（特に第1号被保険者の保険料）を負担可能な範囲に収める
 - * 制度未加入者の加入・保険料未納者の納付へのインセンティブを強める
- ・ 引上げの財源は、年金税制の適正化と消費税引上げによる増税分を充てるのが望ましい
- ・ 保険料額・率は、国庫負担率引上げによる保険料引下げの要請と、段階保険料制復活（保険料凍結による減収の回復分を含む）による保険料引上げの要請を総合勘案して定める
- ・ 全額税負担（いわゆる税方式）化には反対

(参考)

- 1 社会保険への国庫負担の意義—拙著『社会保障法総論』pp.60～61
 - ① 財政的理由—社会保険の財政力の不十分さを補填—赤字の保険者への財政補填、分立する保険制度の下の財政力が弱い保険者への財政補填（財政力格差是正）、保険料引上げが困難な場合の財政補填等
 - ② 政治的理由—社会保険への強制加入の見返りとしての国庫負担、又は私的保険よりも有利であることを示すための国庫負担
 - * 1911年イギリス国民保険法制定の際のロイド・ジョージのキャッチ・フレーズ「4ペンスで9ペンスを（nine pence for four pence）」—1週当たりの保険料額は、被用者4ペンス、事業主3ペンス、国2ペンス
 - ③ 国家責任の遂行?—しばしば国家責任の観点から国庫負担の導入・強化が主張されるが、税も最終的には国民が負担するので、このような主張には疑問がある

2 諸外国における社会保険への国庫負担

- ① 社会保険に国庫負担をしない理由（フランス、アメリカ）—保険運営の労使自治・自主管理、国家の介入を避ける
- ② 近年における社会保険への国庫負担の導入・強化（フランスのCSG（contribution sociale généralisée）、ドイツの環境税）—保険料負担の増大による国際競争力の低下防止。なお、日本の保険料負担は、フランス・ドイツと比べてはるかに軽い

第2 年金税制

- ・ 公的年金等控除は縮減する必要がある
 - * ①拠出段階で社会保険料控除により非課税とされており、給付段階で二重に優遇する必要性は少ない
②給与所得等他の所得と比べて優遇しすぎている（水平的公平性が確保されていない）同じ額の所得を得ている高齢者について、給与所得者と年金所得者とで課税最低限額・課税額に差が出ている
③社会保障の他の制度に悪影響を与えて一国民健康保険料（税）・介護保険料が軽減され、養護老人ホームの費用徴収について税制転用方式が採れず、収入認定方式を採らざるを得ない
④老人保健制度・介護保険制度により高齢期の大きな出費が少なくなっている
⑤高齢者の所得・資産は過去と比べてはるかに良くなっている
 - * ①激変緩和策として、徐々に縮減も可
②縮減に伴う負担の軽減策として、老年者控除の引上げも可。ただし、所得控除から税額控除へ
③年金所得は、給与所得と異なって、経費の概算控除を認める必要がないので、給与所得控除と同等の所得控除を認める必要はない
 - * 控除縮減に伴う増税分は基礎年金国庫負担率の引上げの財源にする
- ・ 遺族年金・障害年金も課税対象にする必要がある
 - * ①給与所得等他の所得と比べて優遇しすぎている同じ額の所得を得ている障害者・遺族について、給与所得者と年金所得者とで課税最低限額・課税額に差が出ている
②社会保障の他の制度に悪影響を与えて一国民健康保険料・介護保険料が軽減され、所得制限がある制度の所得制限額から年金額が除外されている
 - * ①激変緩和策として、徐々に縮減も可
②縮減に伴う負担の軽減策として、障害者控除・寡婦（夫）控除の引上げも可。ただし、所得控除から税額控除へ
③年金所得は、給与所得と異なって、経費の概算控除を認める必要がないので、給与所得控除と同等の所得控除を認める必要はない
 - * 新規課税に伴う増税分は基礎年金国庫負担率の引上げの財源にする
- ・ 企業年金の特別法人税を廃止する
- ・ 企業年金と退職一時金との課税の不均衡を是正する
 - * 企業年金に対する公的年金等控除を縮減すると、現在でも有利な退職一時金課税が更に有利となる
 - * 例えば、退職一時金を15年有期年金とみなして、企業年金と同等の課税をする